

東海市インターネット公有財産売却ガイドライン

東海市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「東海市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

次のとおり誓約いたします。

今般、公有財産売却に参加するに当たっては、次の事項に相違ない旨確約の上、本ガイドライン及び東海市における入札、契約等に係る規程等並びにK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインを遵守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合は、直ちに東海市の指示に従い、東海市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、東海市に対し一切異議、苦情等は申し立てません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年（1947年）政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること及び契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と東海市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と東海市に認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 3 私は、公有財産売却に係る「本ガイドライン」、「入札公告」、「物件調書（インターネット公有財産売却システム上の売却物件詳細画面）」、「契約書」等の記載事項を熟覧し、及び東海市の行う現地説明、入札説明等を傾聴し、これらについて全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について東海市に対し一切異議、苦情等は申し立てません。

東海市インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の対象財産及び実施方式

1 公有財産売却の対象財産

公有財産売却の対象とする財産は、東海市の保有する物品であって、東海市において公有財産売却により売却することを決定したものとします。

2 公有財産売却の実施方式

公有財産売却は、一般競争入札により行います。

第2 公有財産売却の参加条件等

1 公有財産売却の参加条件

次のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年（1947年）政令第16号）第1項各号に規定する一般競争入札に参加させることができない方及び同条第2項各号に該当すると認められる方
- (2) 本ガイドライン及び誓約書並びにK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (3) 日本国内に住所（法人の場合は、所在地）がない方
- (4) 東海市税を滞納している方
- (5) 当該公有財産売却に係る財産（以下「売却財産」といいます。）の買受けについて一定の資格その他条件を必要とする場合にあっては、これらの条件等を満たしていない方
- (6) 当該売却財産に係る事務に従事する本市の職員

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却の手続は、地方自治法（昭和22年（1947年）法律第67号）その他の関係法令等の規定に基づいて東海市が執行する一般競争入札の手続の一つです。
- (2) 公有財産売却の参加者（以下「参加者」といいます。）が地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に掲げる行為をしたときは、一定期間東海市の実施する入札等に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に係る一般競争入札（以下「入札」といいます。）に先立って入札保証金を納付してください。なお、納付方法は、「クレジットカードによる納付」のみです。
- (4) 公有財産売却の参加者は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます。）上の売却物件詳細画面、東海市の行う入札公告等を確認し、十分な調査を行った上で公有財産売却に参加してください。

また、東海市が下見会等を実施する場合には、下見会等で当該売却財産の状況等を確認してください。

- (5) 公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを利用して実施します。参加者は、入札の参加に際しては、売却システムでの参加仮申込みを始め、一連の手続を行ってください。

ア 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ 参加申込み（本申込み）

アの仮申込み後、東海市のホームページより、「公有財産売却一般競争入札参加申込書」を印刷して必要事項の記入をし、さらに、次に掲げる必要書類を添付した上、申込締切日まで（郵送の場合には、同日までの消印を可とします。）に東海市へ送付し、又は持参してください。

東海市は、この申込書を受理した後、内容を審査し、適当と認めるときは、売却システムで本申込登録の処理を行います。

【必要書類】

○ 法人の場合

次のいずれか1通とする。なお、東海市受理時において発行後3か月以内のものに限る。

- ① 商業登記簿謄本（コピー可）
- ② 印鑑登録証明書（印鑑証明書）（コピー可）

○ 個人の場合

次のいずれか1通とする。なお、東海市受理時において、①・②にあつては発行後3か月以内のもの、③・④にあつては有効期限内のものに限る。

- ① 住民票（コピー可）
- ② 印鑑登録証明書（印鑑証明書）（コピー可）
- ③ 自動車運転免許証のコピー（裏面も必ずコピーをとってください）
- ④ パスポートのコピー

※ 複数の売却財産について申込みをする場合には、売却財産ごとに申込書（必要書類を含みます。）が必要になります。

※ 提出された書類等は、一切返却しません。

- (6) 公有財産売却においては、特定の売却財産（売却区分）の売却が中止になることや、公有財産売却全体が中止になることがあります。

3 個人情報等の取扱いについて

- (1) 参加者は、次に掲げる全ての事項に同意するものとします。

ア 参加申込みを行う際に、住民登録がされている住所及び氏名（法人の場合は、商業登記簿等に登記されている所在地、名称及び代表者氏名）並びに電話番号等を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 公有財産売却の参加者情報及びK S I 官公庁オークションのログインID（以下「ログインID」といいます。）に登録されているメールアドレスを、東海市に開示すること。

ウ 東海市が、公有財産売却に係る事務を行うことを目的として、参加者の情報を当該参加者から直接又は売却システムを利用して収集し、利用すること。

エ ウのほか、東海市が第2の「1 公有財産売却の参加条件」の資格審査等の事務を行うため必要があると認めるときは、その必要な範囲で、東海市が他の事務を行うことを目的として保有している当該参加者の情報を利用すること並びに他の行政機関等から当該参加者の情報を収集し、及び利用すること。

オ 落札者として決定した参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開すること。

(2) 東海市は、公有財産売却に係る事務を行うことを目的に収集し、及び利用した参加者の情報を5年間保管するものとします。

(3) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容等と異なる場合は、落札者となっても所有権移転等の権利移転登記を行うことができません。

第3 公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込み及び入札保証金の納付手続が必要です。

また、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付手続が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

(1) 参加者は、指定された参加申込期間内に、売却システムの画面上で、住民登録がされている住所及び氏名（法人の場合は、商業登記簿に登記されている所在地、名称及び代表者氏名）並びに電話番号等を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

(2) 法人が参加する場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金は、地方自治法施行令第167条の7の規定に基づき、入札する前に納付しなければなりません。入札保証金の額は、東海市が、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分をいいます。）ごとに、予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金には利息は付しません。

(3) 原則として、入札開始前2開庁日までに東海市が入札保証金の納付手続を確認できない場合には、入札することができません。

- (4) 入札保証金の納付方法等は、次のとおりとします。
- ア 入札保証金の納付方法は、クレジットカードによる納付（オンライン納付）のみです。売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加申込みを行い、所定の手続に従って納付手続を行ってください。
 - イ 入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。
 - ウ 参加者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金の納付及び返還に係る事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をＳＢペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。
 - エ 参加者は、入札が終了し、入札保証金が返還されるまでウの承諾を取り消せないことに同意するものとします。
 - オ 参加者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取扱事務に必要な範囲で、当該参加者の個人情報をＳＢペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。
 - カ クレジットカードは、ＶＩＳＡ、マスターカード、ＪＣＢ、ダイナースカード、アメリカン・エクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。ただし、ごく一部御利用いただけないカードがあります。
 - キ 参加者が法人である場合は、法人代表者名義のクレジットカードを利用してください。
 - ク クレジットカードによる納付を取り扱うＳＢペイメントサービス株式会社は、落札者以外の参加者の入札保証金の引落しは、原則行いません。ただし、クレジットカードの引落しの時期等の都合上、いったん入札保証金の引落しを行う場合があります。
- (5) 入札保証金の契約保証金への充当
- 落札者となった参加者については、その者の納付した入札保証金は、地方自治法施行令第１６７条の１６に定める契約保証金に全額充当します。
- (6) 入札保証金の没収
- 落札者となった参加者について、その者が指定された期日までに東海市の定める契約を締結しないときは、その者が納付した入札保証金は、東海市が没収し、返還を受けることはできません。

第４ 入札による公有財産売却手続

この第４における「入札」とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 入札

- (1) 入札保証金の納付手続が完了したログインＩＤでのみ入札が可能です。
- (2) 入札は、一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取消しや変更

はできませんので、御注意ください。

- (3) 東海市は、第2の「1 公有財産売却の参加条件」に定める要件に該当しない者及びこの手続に際し虚偽申請等の不適当な行為をした者が行った入札については、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定等

(1) 落札者の決定

東海市は、入札期間終了後開札を行い、売却区分ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ、最高価格である入札者を落札者として決定します。この場合において、最高価格での参加者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

(2) 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号及び落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

(3) 東海市から落札者への連絡

落札者には、東海市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 落札者決定の取消し

入札金額の入力間違い等があった場合又は落札者が第2の「1 公有財産売却の参加条件」に定める要件に該当しない者である場合は、落札者の決定を取り消します。この場合は、売却財産の所有権は落札者に移転せず、納付された入札保証金（契約保証金を含みます。）は返還しません。

3 売却決定

(1) 落札者に対する売却の決定

東海市は、落札後、落札者に対し電子メール等により契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には、東海市より契約書（売却決定金額が30万円を超え、100万円を超えない場合は、請書）を送付しますので、落札者は、必要事項の記入（契約書にあっては、押印を含む。）をした後、東海市に直接持参し、又は郵送してください。ただし、売却決定金額が30万円を超えない場合にあっては、この契約書又は請書の取り交しの手続を省略します。

(2) 売却決定金額

落札者が入札した金額（以下「落札価格」といいます。）を売却決定金額とします。

なお、当該金額には、消費税相当額や、売却財産が自動車（車両）の場合にはリサイクル料金も含まれます。

(3) 売却決定の取消し

落札者が、契約締結期限までに契約しなかった場合又は4に定めるところにより納付期限までに売払代金の残金の納付をしなかった場合は、売却の決定を取り消します。この場合は、売却財産の所有権は落札者に移転せず、納付された入札保証金（契約保証金を含みます。）は返還しません。

なお、2(3)に定めるところにより東海市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調等の理由により到着しないために、東海市が落札者による売払代金の残金の納付を指定した納付期限までに確認できない場合においても、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、同様の取扱いとします。

(4) 契約解除の不可

落札者の都合により契約を解除することはできません。

4 売払代金の残金の納付

売払代金の残金は、落札価格から、第3の2(5)により充当された契約保証金の額を差し引いた金額となります。

(1) 売払代金の残金納付期限

落札者は、指定された納付期限までに東海市が納付を確認できるよう、売払代金の残金を一括で納付してください。

なお、当該納付期限までに売払代金の残金の全額の納付が確認できない場合には、3(3)に定めるところにより、売却の決定を取り消すとともに、契約保証金は没収し、返還しません。

(2) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は、東海市が発行する納入通知書により納付期限までに指定する金融機関に納付してください。なお、売払代金の納付に要する費用は、落札者の負担になります。

また、(1)に定めるとおり、当該納付期限までに、東海市がその納付を確認できることが必要です。東海市が納付を確認できるまでに日数を要することがありますので、お手数ですが、納付後に、領収印が押印された「納入通知書」のコピー等、納付の事実が確認できる書類等を東海市に送付し、又は持参してください。

5 入札保証金の返還

落札者以外の者の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わなかった場合においても、同様の取扱いとします。

なお、クレジットカードによる納付を取り扱うＳＢペイメントサービス株式会社は、落札者以外の参加者の入札保証金の引落しは、原則行いませんので、この場合は返還がありません。ただし、クレジットカードの引落しの時期等の都合上、いったん入札保証金の引落しを行う場合がありますので、その際は翌月以降に返還を行います。

第5 売却財産の権利移転及び引渡しについて

売却財産は、東海市が、売払代金の残金の納付を確認後、落札者に引き渡します。

また、権利移転に係る手続は、原則落札者により行います。

1 売却財産の引渡し

- (1) 引渡しは、その時の現状有姿で行います。
- (2) 引渡しは、原則として東海市役所の開庁時間内に東海市指定場所で直接引渡しにて行います。
- (3) 引渡しの際には、東海市から送付した「受領書」が必要です。また、本人確認等のため、次の書類を持参してください。
 - ア 本人確認書類（運転免許証等）
 - イ 東海市から落札者へ送付された電子メールを印刷したもの
 - ウ 契約書がある場合は、契約書
 - エ 代理人（落札者の手配した運搬業者により引渡しを受ける場合は、当該業者を含みます。以下同じです。）が売却財産の引渡しを受ける場合は、落札者本人が作成した委任状及び代理人の本人確認書類
- (4) 代理人が売却財産の引渡しを受ける場合には、当該代理人から「受領書」を提出していただきます。この場合、落札者は、当該売却財産を受け取り次第、東海市にその旨を電子メールにてお知らせください。
- (5) 引渡しにおいて、業者による売却財産の運搬を希望する場合は、その業者名、集荷日時及び具体的な搬送方法を事前に東海市へ電子メールにてお知らせください。

なお、この場合において、業者は、落札者が手配し、その手配及び運搬に係る費用は、全て落札者の負担となります。
- (6) 一度引き渡した売却財産は、いかなる理由があっても返品及び交換はできません。

2 権利移転及びその手続等

- (1) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、売却財産に係る所有権は、落札者に移転します。
- (2) 落札者は、その責任において売却財産の登録、申告等権利移転に係る必要な手続を行ってください。
- (3) 売却財産が自動車（車両）の場合には、次に掲げる事項に注意してください。
 - ア 落札者は、東海市が指定した期日までに、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支

局又は自動車検査登録事務所（軽自動車の場合にあつては、軽自動車検査協会）に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）を始め必要な手続等を行ってください。

また、移転登録完了を確認するため、登録手続後、自動車検査証の写しを東海市へ送付し、又は直接持参してください。

イ 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

ウ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年（1992年）法律第70号）その他の関係法令等により、使用規制がある場合がありますので、事前に関係機関に御確認ください。

エ 当該自動車について引渡し前に東海市で廃車手続がされている場合は、落札者が車検の手続を行ってください。

3 引渡し及び権利移転に伴う費用について

(1) 1(4)に定めるものを含め、売却財産の引渡しに伴い費用を要する場合には、全て落札者の負担になります。

(2) 売却財産の登録、申告等権利移転に伴い費用を要する場合には、全て落札者の負担になります。

(3) 売却財産が自動車（車両）の場合には、(2)の主たる費用負担の内容等としては、次のとおりです。

ア 自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙に係る手数料、自動車税環境性能割、自動車取得税等

イ 当該自動車について引渡し前に東海市で廃車手続がされている場合は、車検に係る費用

4 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に売却財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した売却財産の破損、消失等東海市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額請求をすることはできません。

(2) 東海市は、売却財産について、隠れた不調や故障等の瑕疵担保責任を負いません。また、引渡し後に新たな瑕疵が発見されても、東海市は一切の責任を負いません。さらには、落札者は、これらの事由による売却代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできません。

(3) 売却財産にネーム等のラッピングが施されている場合には、落札者においてそのラッピングを完全になくす措置をしてください。この場合において、落札者は、その作業前及び作業後の写真を撮影し、東海市へ提出してください。

- (4) 売却財産が自動車（車両）の場合において、引渡しの際に当該自動車を搬送等するときは、落札者の責任の下で行い、搬送等に係る手続及び費用（保険等を含む。）については落札者の負担となります。搬送中に事故等が発生した場合において、東海市は、一切の責任を負いません。

また、搬送日時及び具体的な搬送方法については、事前に東海市と協議してください。

第6 用途制限

1 用途の制限

落札者は、落札した売却財産を次の用途に供してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者による使用
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年（1948年）法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業その他これに類するものへの使用
- (3) 破壊活動防止法（昭和27年（1952年）法律第240号）に規定する破壊的団体等がその活動のために使用する等、公序良俗に反するものへの使用

2 用途の制限の継承義務

落札者は、売却財産を第三者に所有権移転し、又は貸し付けるときは、本ガイドラインに定める義務について、その譲受人又は賃借人に承継させなければなりません。

また、落札者は、当該第三者が1に定める義務に違反して売却財産を使用することがないようにしなければなりません。

第7 注意事項

1 売却システムに不具合等が生じた場合の対応

売却システムに不具合等が生じたために次に掲げる状態その他入札の適正な執行が確保できない状態となった場合は、公有財産売却の手続を中止することがあります。

(1) 公有財産売却の参加申込期間内

- ア 参加申込受付が開始しない場合
- イ 参加申込受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ 参加申込受付が参加申込期間終了時刻に終了しない場合
- エ 参加申込期間後にされた公有財産売却の参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間内

- ア 入札の受付が開始しない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

ア 入札期間終了から相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ（自動抽選）の必要が生じたにもかかわらず適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

やむを得ない事情により、公有財産売却の参加申込みの開始後や公有財産売却の財産の公開中であっても、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の売却区分に係る公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

特定の売却区分に係る公有財産売却が中止となった場合は、当該売却区分について既に納付された入札保証金は、中止後返還します。

(2) 公有財産売却全体を中止したときの入札保証金の返還

公有財産売却全体が中止となった場合は、既に納付された入札保証金は、中止後返還します。

なお、クレジットカードによる納付を取り扱うＳＢペイメントサービス株式会社は、落札者以外の者の入札保証金の引落しは、原則行いませんので、この場合は返還がありません。ただし、クレジットカードの引落しの時期等の都合上、いったん入札保証金の引落しを行う場合がありますので、その際は翌月以降に返還を行います。

3 入札者等に損害が発生した場合

公有財産売却の参加を希望する者、参加申込者及び入札者等（以下「入札者等」といいます。）に次に掲げる事由により損害等が発生した場合においても、その種類及び程度にかかわらず、東海市は責任を負いません。

(1) 公有財産売却が中止になったこと。

(2) 売却システムの不具合が生じたこと。

(3) 入札者等の使用する機器、ネットワーク等の不備、不調等のため、公有財産売却の参加申込み又は入札への参加ができなかったこと。

(4) 公有財産売却への参加に起因して、入札者等が使用する機器、ネットワーク等の不備、不調等が生じたこと。

(5) クレジットカード決済システムの不備等のため、入札保証金を自己名義（法人の場合は、法人代表者名義）のクレジットカードで納付できず、公有財産売却の参加申込みが完了できない等の事態が生じたこと。

(6) 入札者等の発信し、又は受信するデータが不正アクセス又は改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となる等の事態が生じたこと。

(7) 入札者等が、自身のログインＩＤ又はパスワードを紛失し、又は第三者に漏えいしたこと。

4 公有財産売却に係る参加申込期間及び入札期間

公有財産売却に係る参加申込期間及び入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、これらの期間中であっても、売却システムのメンテナンス等を行っている場合には、利用できないときがあります。

5 リンクの制限等

東海市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、東海市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、東海市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、東海市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 売却システムの利用における禁止事項

売却システムの利用に当たり、次に掲げる行為をすることを禁止します。

- (1) 公有財産売却の手続以外の目的で不正に利用する行為
- (2) 不正にアクセスをする行為
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害する行為
- (4) コンピュータウイルスに感染したファイル等を故意に送信する行為
- (5) 法令及び公序良俗に違反し、又はそのおそれのある行為
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼし、又はそのおそれのある行為

7 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) 公有財産売却の手続において使用する通貨

公有財産売却の手続において使用する通貨は、日本国通貨に限り、また、入札価格等の金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) 公有財産売却の手続において使用する言語

公有財産売却の手続において使用する言語は、日本語に限ります。なお、売却システムにおいて使用する文字は、J I S第1第2水準漢字（J I S（産業標準化法（昭和24年（1949年）法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）X0208をいいます。）であるため、不動産登記簿上の表示等と異なることがあります。

- (3) 公有財産売却の手続において使用する時刻

公有財産売却の手続において使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 本ガイドラインの改正

東海市は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、東海市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後の本ガイドラインは、公表した日以降に売却参加申込みの受付を開始する公有財産売却から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、東海市が掲載したものでない情報については、公有財産売却に関する情報ではありません。

11 参考条文（地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札の入札保証金）

第百六十七条の七 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。

2 (略)

(契約保証金)

第百六十七条の十六 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 (略)

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。